

平成27年度当初予算 事業概要

事業名	課名
消費者行政強化・活性化事業	くらし創造部 消費・生活安全課

1. 事業目的

- ・地方消費者行政の強化を目的に平成21年度から全国的に消費者行政の集中育成・強化に取り組む期間が始まった。
- ・本県では、同期間中に全額国の交付金を原資とする「奈良県消費者行政活性化基金」を創設した。
- ・同基金を活用して、広域連携への支援等、様々な取組・施策を行った結果、平成23年5月に県内の全市町村で有資格者による消費生活相談窓口が設置されるなど、一定の充実が図られた。
- ・しかしながら、現在、窓口開設については14市町村の相談窓口が週2日以下の開設にとどまっております。更なる相談体制の充実が求められている。また、高齢者の消費者被害の増加や悪質商法の手口はますます巧妙化・複雑化するなど消費生活問題は高度化・専門化している。
- ・これらの課題に対応するために、次の取組を行い、県及び市町村の消費者行政の更なる充実・強化を図り、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。
 - 消費者の自立を支援するため、消費者のライフ・ステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案のための消費者教育推進計画を策定
 - 被害を未然に防止し、消費者自らが安心して消費生活が送られるよう、必要な情報の提供と消費者に対する啓発を実施
 - 消費者の相談や被害等に速やかに対応するために、消費生活相談体制の充実・強化
 - 巧妙化・複雑化する悪質商法等を行う事業者に対応するための厳正な法執行
- ・平成26年度2月補正予算から、新たに「地方消費者行政推進交付金」が交付される。
(参考)を参照)

2. 事業内容

(1) 新 消費者教育普及推進事業

消費者がより良い消費生活を営むために消費者の自立を支援することを目的として消費者のライフ・ステージに応じた消費者教育の実施が必要となる。消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に参加する消費者市民社会の形成を目指すための取組として、消費生活審議会に(仮称)消費者教育推進部会を設置し、消費者教育に関する施策の企画・立案を審議するとともに、継続的・体系的な施策展開のために消費者教育推進計画を策定する。

(2) 市町村相談窓口支援事業

市町村の相談窓口の支援を目的として、県消費生活センターに、①複雑・高度な案件の法的助言を行う苦情処理専門員(弁護士)を設置し、②市町村に県の消費生活相談員や事業者専門指導員(警察官OB)を派遣しアドバイスを実施する。さらに、③市町村の消費生活相談員や行政担当職員に対する研修会を開催する。

(3) 消費者教育啓発事業

消費者教育推進法の施行に伴い、消費者教育に関する意識は高まっている。消費者が公正かつ持続的な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」の実現には、消費者教育の推進が不可欠である。消費者教育の円滑な推進のために、既存の事業を見直すとともに、消費者自身が興味を持って主体的に参加できる、体験型・参加型を中心とする啓発事業を行う。

(4) 事業者指導強化事業

悪質事業者への対応のため、特定商取引法等に係る厳正な法執行を行う。

(5) 市町村消費者行政活性化交付金事業

市町村が実施する消費者行政に係る取組(市町村消費者行政活性化事業)に対して助成を行う。

(6) 消費生活相談事業(市町村支援・消費者教育推進)

県消費生活センターに、市町村に対する支援及び消費者教育の推進のために、①市町村においては解決が困難な事案に対する支援を行う相談員(1.6人/日)、②消費者教育の推進に取り組む相談員(1.6人/日)を配置する。

区 分	H26実績	H27要求	
既存	8名	8名	←経常経費で要求
市町村支援	1.6名	1.6名	←本件要求分
消費者教育の推進	1.6名	1.6名	←本件要求分

(7) 事業者専門指導事業(市町村支援)

市町村が抱える解決が困難な事案の解決を支援するために、県消費生活センターに事業者専門指導員(警察官OB)を1名配置する。

(8) 事業者専門指導事業（法執行強化）

特定商取引法等に係る厳正な法執行を実施するために、消費・生活安全課に事業者専門指導員（警察官OB）を1名配置する。

(9) 消費生活相談員待遇改善事業

質の高い消費生活相談の実施のために、全国的に問題となっている消費生活相談員の待遇改善を目的として、消費者行政の充実・強化の取組を行っている平成21年度以降の日額報酬増の経費の充当を行う。

3. 事業効果

県及び市町村の消費生活相談等体制の整備を図り、法執行の強化・消費者への啓発を行うことにより、悪質事業者への対処や被害の未然防止を図る。また、消費者教育の推進に対する取組を強化することで消費者の自立を支援し、消費者行政の更なる充実・強化に取り組むことにより、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。

<参考>

【地方消費者行政推進交付金について】

- ・平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、基金は利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制することとされた。
- ・これを受けて、これまで地方消費者行政活性化基金に充当する目的で交付されていた地方消費者行政活性化交付金は、平成27年度から単年度の交付金である「地方消費者行政推進交付金」となる。